

対象施設管理者 各位

横浜市健康福祉局高齢施設整備担当課長

**地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業（一次協議）に係る  
令和 8 年度意向調査のご協力について（依頼）**

日頃より、本市高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り、お礼申し上げます。

このたび、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業等について、国から令和 8 年度一次協議の案内がありましたので、各施設の意向を確認するための調査を行います。

本補助金を活用する意向がある場合には、別添の調査票にご記入いただき、回答をお願いいたします。

なお、近年の物価上昇に伴う建築費の高騰等に対応するため、一部の補助基準単価の引上げ（+7.7%）を行う予定です（引上げ後の補助基準単価の額については別添の実施要綱改正案を参照ください）。また、昨年の二次協議から、新規事業の「国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業」が追加されています。こちらについては、別紙 4 に詳細を記載しておりますので、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

## 1 対象事業及び対象施設

対象事業	対象施設
(1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	有料老人ホーム、軽費老人ホーム
(2) 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業	地域密着型特別養護老人ホーム（併設ショートステイ分を除く）、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院
《(2) 留意事項》 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業については、 <u>原則、1 施設につき 1 回を限度として申請すること</u> としてきたが、 <u>国土強靱化対策の一層の推進を図る観点から、申請回数に制限を設けないこと</u> とします。	
(3) 高齢者施設等の給水設備整備事業	特別養護老人ホーム（併設ショートステイ分を除く）、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
《(3) 留意事項》 以下の要件を全て満たす場合に補助対象となります。 ① 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する <u>工事を伴うもの</u> （購入のみは対象外） ② 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、 <u>発災後 72 時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの</u> ③ 設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とすること ④ 設置した給水設備の耐震性が確保されているか留意すること（耐震性が確保されていることを示す書類	

の提示を求めることがあります)	
(4) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設 ※定員 29 人以下の小規模施設を含む。
<p>《(4) 留意事項》</p> <p>高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業）</p>	
(5) 高齢者施設等の換気設備整備事業	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設 ※定員 29 人以下の小規模施設を含む。
(6) 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業	<u>【社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設又は令和 4 年 4 月以降に法人間合併を行った法人内の施設が対象】</u> 特別養護老人ホーム（併設ショートステイ分を除く）、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
(7) <u>【新規】国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業</u>	特別養護老人ホーム（併設ショートステイ分を除く）、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
<p>《(7) 留意事項》</p> <p>※詳細については、別紙 4 をご覧ください。</p>	
(8) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	特別養護老人ホーム（併設ショートステイ分を除く）、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
<p>《(8) 留意事項》</p> <p>以下の要件を全て満たす場合に補助対象となります。</p> <p>① 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する<u>工事を伴うもの（購入のみは対象外）</u></p> <p>② 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、<u>発災後 72 時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの</u></p> <p>③ 設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とすること</p> <p>④ 設置した非常用自家発電設備の耐震性が確保されているか留意すること（耐震性が確保されていることを示す書類</p>	
(9) 高齢者施設等の水害対策強化事業	特別養護老人ホーム（併設ショートステイ分を除く）、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
<p>《(9) 留意事項》</p> <p>以下が補助対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間層を含む。）にかごを移動させ、運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後 17 年を経過し老朽化したエレベーター改修を含む。）</li> <li>高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、</li> </ul>	

- 想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修
- ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置
  - ・排水ポンプ又は雨水貯留槽（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に溜まった雨水等を河川や雨水菅等に排水するポンプを設置するもの）
  - ・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備
  - ・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設
  - ・施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事等

※有料老人ホームには、サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホーム該当住宅を含みます。

※各事業の補助率、基準単価については、実施要綱改正案をご覧ください。

## 2 提出方法

《提出書類及び提出期限》

**提出期限：令和8年4月10日（金）17時00分まで**

※締切後に提出された書類については、受付を行いません。

《提出先》

kf-tokuyouseibi@city.yokohama.lg.jp （健康福祉局高齢施設課 島岡宛）

## 3 今後スケジュール

4月中旬	事前エントリー提出
6月中	国からの内示（以降、事業着手）
翌年2月中旬	事業完了

## 4 留意事項

- (1) 本事業は、国（厚生労働省）の交付金を活用するため、国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件となります。期限までに必要書類を提出された場合であっても、書類の提出をもって補助事業者としての選定を確約するものではありません。また、本協議における令和8年度予算案については、現在、審議中であり、今後の審議の結果により事業内容等について変更の可能性があります。
- (2) 事前エントリー施設数が予算を大幅に超過した際は、事業の緊急性はもとより、内示後の事業者都合による取下げが可能な限り生じないよう、事業者の計画の実現の可能性を勘案し、優先順位を付けさせていただきます。その結果、事業を実施できない場合もありますので、ご承知おきください。
- (3) 事業完了期限は令和9年2月中旬頃となります。原則、事業の繰越はできません。
- (4) 業務継続計画（BCP）及び既に義務化されている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外です。また、福祉避難所に指定されている施設については、採択が優先されます。
- (5) 当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、原則補助対象外です。ただし、次の①～③の該当となる場合は補助対象内となり得ます。
  - ① 既借入金の年間返済予定額が、原則として、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること
  - ② 既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと
  - ③ 申請法人が抵当権設定者であること
- (6) 契約事業者の決定方法については、本市所定の以下の条件があります。
  - ・予定価格が1,000万未満未満の工事の場合は2者以上の見積合せ
  - ・予定価格が1,000万円以上の工事の場合は8者以上の指名競争入札または5者以上の見積合せ※会計監査を受ける法人については、条件が異なります。

- (7) 設計費、事前調査費、耐震診断費及び監理委託費等は補助対象外になります。また、既に着工している工事又は本市が補助事業者として選定する前に着工する予定の工事等も本事業の対象外となりますので、ご承知おきください。
- (8) 事業が採択された結果、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとした場合は、補助金額の一部または全額の返還を求めることがあります。
- (9) 消防用設備設置義務の判断など、消防関係法令に関するお問合せについては、事業所所在区の消防署へお願いします。

【担当】 横浜市健康福祉局高齢施設課 太田、島岡  
TEL : 045-671-4119